

地域密着型サービス事業所の指定について

地域密着型サービス事業者の指定について

【小規模多機能型居宅介護】

1. 指定申請の概要

所在地	境港市高松町892番地3（平成30年3月31日開設予定）
事業所の名称	デイハウスせいどう
事業主体	社会福祉法人こうほうえん
サービス種別	小規模多機能型居宅介護
利用定員	25人（通いサービスの利用定員 15人）
その他	本事業所は、第6期境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備された事業所である。

2. 人員基準

(1) 介護従事者 … 常勤10人（常勤換算後10人）

常勤換算で、通いサービスの利用者：介護職員＝3：1以上の比率で配置すること。

訪問サービスの提供に当たる介護職員を1以上配置すること。

尚、夜間（午後6時～10時）及び深夜（午後10時～午前6時）の時間帯は、利用者の人数に関わらず「通常の（宿直勤務ではない）勤務者」を常時1人以上配置する必要があります。

※常勤換算とは、勤務延べ時間数（＝サービス提供に従事する合計時間数）をその事業所の一般常勤職員の所定労働時間で除して、非常勤職員又はパート職員の人数を一般常勤職員の人数に換算した数値です。

(2) 管理者（兼務） … 常勤1人（認知症対応型サービス事業管理者研修修了者）

専従の常勤管理者（厚生労働省指定の研修受講者に限る）を配置すること。

※利用者に支障が無い場合は、当該事業所の他の業務に従事することができます。

(3) 介護支援専門員（兼務） … 常勤1人（介護支援専門員、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者）

介護支援専門員（厚生労働省指定の研修受講者に限る）を配置すること。

※利用者に支障が無い場合は、当該事業所の他の業務に従事することができます。

(4) 代表者 … 1人（認知症対応型サービス事業開設者研修修了者）

介護業務従事経験者又は介護事業経営経験者で、厚生労働省指定の研修受講者であること。

※他の職務との兼務でも可です。

3. 設備基準

部屋の種類	数	面積
食堂	1	51.7 m ²
居室	8	11.4 m ²
トイレ	3	2.6~5.5 m ²
浴室	1	6.1 m ²

非常災害設備

- ・自動火災通報知機
- ・消防機関に通報する火災報知機
- ・スプリンクラー

居室、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有すること。

- ・宿泊室は、原則として個室とし、床面積が7.43 m²以上あること。

4. 運営基準

- ・運営推進会議 … 市職員、包括支援センター職員、地域住民代表者を含む構成員を予定（2か月に1回）
- ・職員研修 … 経験に応じた研修を受講
- ・協力医療機関 … 矢島医院
- ・歯科協力医療機関 … あい・あだちデンタルクリニック

- ・市町村職員、地域包括支援センター職員、地域住民代表者等で構成される運営推進会議の確実な設置が見込まれること。
- ・各利用者に応じた居宅サービス計画が作成されていること。
- ・入退きの記録を利用者の被保険者証に記載していること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制、苦情処理体制、事故発生時の対応、衣食住等の費用などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービス提供していること。
- ・介護職員の資質向上の為に研修の機会を確保していること。